

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度感染症法に基づく検体等搬送業務委託

2 業務内容

- (1) 感染症に関する検体、四種病原体等及び関連する物品（以下「検体等」という。）について、案件ごとに、発注者の要請に基づき、市内の医療機関、検査機関、学校及び社会福祉施設等（以下「医療機関等」とする）と行政機関の間を随時搬送する。
- (2) 搬送業務の起点・終点は原則、千葉市保健所感染症対策課とする。

3 搬送実施体制

- (1) 搬送にあたり、起点において、貸与品として、搬送専用の容器（クーラーボックス、ジュラルミンケース等）、保冷剤、消毒薬及び書類ケース等を受け取る。
四種病原体の搬送においては、上記に追加して、事故時の対応方法が記載された特定病原体等イエローカード及び付随する物品等を併せて受け取る。
- (2) 起点において検体等を保管している場合は、搬送専用の容器は検体等を容れた状態で受け取る。
医療機関等において検体等を保管している場合は、受注者は起点から医療機関等へ移動し、検体等を収集する、又は関連する物品を配達する。収集した検体等は、搬送専用の容器に適切かつ慎重に収納する（必要時は貸与された保冷剤も併せて収納する）。医療機関等に渡す書類ケースがある場合には開封せずに医療機関等へ渡し、医療機関等が書類を取り出した後の書類ケースを受け取る。
- (3) 検体等を、終点又は環境保健研究所に搬送する。環境保健研究所に搬送する場合、到着後は守衛室で身分証を提示し、セキュリティカード（以下、「カード」とする）を受け取り、カードを使用して決められたルートで所内の検体受け渡し場所へ移動する。検体受け渡し場所では、検体等を容れた容器及び書類ケースを職員に渡す。職員から検体等を取り出した後の容器、書類を取り出した後の書類ケースを受け取り、速やかに守衛室に戻りカードを返却する。
- (4) 検体等の受け渡しが完了したら、全ての貸与品を速やかに終点に返却する。

4 収集の起点・終点及び搬送先

- (1) 起点・終点 千葉市保健所感染症対策課
千葉市中央区問屋町 1-35（千葉ポートサイドタワー11 階）
- (2) 搬送先
 - ア 千葉市環境保健研究所
千葉市若葉区大宮町 3816 番地
 - イ 市内の医療機関等
案件ごとに、発注者が指定する。

5 注意事項

- ・ 搬送においては、契約時に発注者から渡す「病原体等の安全運搬マニュアル」を確認した上で携行し、安全確保に努めること。

また、四種病原体搬送にあたっては、発注者から貸与するイエローカード等を併せて携行すること。

- ・ 搬送時は四輪の自動車を使用し、他の荷物との混載や積み替え等のないチャーター便とする。車両は鍵等に異状のないことを確認した上で使用すること。
- ・ 業務中、身分証は常に携行し、医療機関等にも身分証を提示すること。
- ・ 搬送経路は経済的かつ合理的なものとする。
- ・ 搬送においては、適切に温度管理を行うほか、適切に荷台等に積載し、振動、転倒、転落等により衝撃を与えない等の対策を講じ、安全確保に努めること。
- ・ 検体及び書類の扱いについては、患者氏名等の個人情報が見えないように慎重に取り扱うこと。

6 積荷の破損や検体の漏えい等の事故発生時の対応

- (1) 受注者は、積荷の破損や検体の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに発注者に連絡し、その指示に従うものとする。また、感染症まん延防止のため必要があると判断された際には、受注者は、発注者の指示のもと必要な消毒作業を行う。
- (2) 災害や道路工事等により、予定通り搬送することが困難となった場合は、事前に取り決めた連絡体制に沿って速やかに連絡し、指示に従うこと。

7 業務時間

9時00分から18時00分のうち発注者が指定する時間

8 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

9 委託料

- (1) 搬送に関する経費については、起点から終点までの実績の距離、作業時間、車両留置時間により1回の搬送に係る経費の単価から算出したものとする。
- (2) 車両留置時間は、医療機関等の責により車両を留め置きした時間から作業時間を除いた時間を計上するものとする。
- (3) 休日（日曜、祝日）に搬送した場合は、搬送料に1.2を乗じた額を支払う。
- (4) 千葉県保健所感染症対策課及び千葉県環境保健研究所における検体等の受け渡し、貸与品の返却並びに搬送状況の報告については、支払いは生じないものとする。
- (5) 経費の支払いは、1か月間の実績をもって支払うこととし、毎月の完了払いとする。
- (6) 有料駐車場（時間貸し）の利用料金が発生した場合は、実費を別途請求できる。ただし、駐車場の利用料金を証明できる領収書の写しなどの根拠資料の提出を要する。

10 業務の報告

- (1) 受注者は月ごとの業務完了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けることとする。
- (2) 前項の業務完了報告書には、月ごとの実績の算出根拠を明記した資料を添付するものとする。

11 距離別搬送予定件数

- (1) 検体搬送

搬送予定件数 139件

20km（基本料金）	71件
33km	67件
51km	1件
作業料金（15分未満）	139件
作業料金（15分以上から15分毎）（※）	1件
車両留置料（30分未満）（※）	1件
車両留置料（30分以上から30分毎）（※）	1件

※ 医療機関等の責により15分以上の作業料金、車両留置料が生じる場合は、発注者に連絡を要する。

（2）四種病原体等搬送

搬送予定件数 16件

20km（基本料金）	15件
25km（※）	1件

※ 災害や道路工事等により、予定通り搬送することが困難となり、やむを得ず経路を変更する場合を想定

1.2 見積方法

次の（1）及び（2）の種別ごとに計算した額を合算して総価額を算出すること（税抜）。

（1）検体搬送

作業料金は、医療機関等における、検体等の確認、検体等の収納、消毒等の作業に要する時間を基に算出する。

車両留置料は、医療機関等の責により車両を留め置きした時間のうち作業時間を除いた時間を基に算出する。

種別		単価	発注予定数量
搬送料 （距離の小数点 以下は切り上げ）	20kmまで （基本料金）	円／件	139件
	21kmから 50kmまで 1km当たり	円／km	901km （※1）
	51kmから 100kmまで 1km当たり	円／km	1km （※2）
作業料金	15分未満	円／件	139件
	15分以上から 15分毎	円／件	1件
車両留置料	30分未満	円／件	1件
	30分以上から 30分毎	円／件	1件

※1 67件（「11（1）」の33kmの搬送予定件数）×13km（33km－20km＝13km）＋1件（（「11（1）」の51kmの搬送予定件数）×30km（50km－20km＝30km）＝901km

※2 1件（「11（1）」の33kmの搬送予定件数）×1km（51km－50km＝1km）＝1km

(2) 四種病原体等の搬送

四種病原体等の搬送は千葉市保健所感染症対策課と千葉市環境保健研究所の間に限る。

種別		単価	発注予定数量
搬送料 (距離の小数 点以下は切り 上げ)	20 kmまで (基本料金)	円/件	16件
	21 kmから 50 kmまで 1 km当たり	円/km	5 km (※)

※ 1件(「11(2)」の25kmの搬送予定件数) × 5km (25km - 20km = 5km) = 5km

1.3 その他

上記以外の対応については、発注者と受注者とで協議することとする。